

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年7月26日  
照会部署名 佐賀事務センター 管理・厚年適用グループ長  
照会担当者 相良 信博  
連絡先 [REDACTED]  
[REDACTED]

業務実施部署の長の確認	山下 真二
-------------	-------

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—46	本部受付番号 No. 2010—786
------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

算定基礎届にかかる保険者算定の可否について
-----------------------

(内容)

〈照会に係る諸規程等の名称、条文番号等〉

健康保険法第44条第1項・厚生年金法第24条第1項

有限会社 ●●●より算定基礎届が提出され、審査の過程で52番 ●●●様の②・④欄が空欄であったため、担当者に問合せたところ、「通常は従前の報酬月額（180千円）程度の報酬であるが、4月支給分は残業手当が多く、5月6月は欠勤が多かった。標準報酬月額を300千円で決定されるのは妥当ではないと思い、保険者算定をしてもらうため空欄で提出した」とのことでした。

業務処理マニュアルでは保険者算定できる場合が列挙されており、本件は該当しておりませんが、平成20年2月29日の再審査請求裁決書の趣旨に照らし合わせると、本件において標準報酬月額を300千円で決定することは、著しく不当であると思われますので、本件の保険者算定の可否について照会します。

＜対応案＞

諸事情により、通常の報酬とかけ離れた標準報酬月額になる場合において、事業所よりその旨の申立があった場合は、審査のうえ、保険者算定できるようマニュアルを改定していただきたい。

(ブロック本部回答)

「保険者算定」については、昭和36年1月26日保発第4号厚生省保険局長通達及び同日保発第7号厚生省保険局健康保険課長・厚生年金保険課長通達により遡及昇給分や遅配分の支払いがある場合やストライキによる賃金カットがある場合等一部の事例しか認められておらず、それ以外は原則として認められておりません。

今回の事案については、再審査請求に示されている事案と同様に「著しい」と思われますが、本文が示しているのは審査請求された事案について結果であり、これによってこの後、「保険者算定」について通達・通知及びマニュアルの改訂は行われておりません。よって、現状では局長通達及び課長通達に従って決定すべきであり、今回の事例については4月分のみを対象とし「300千円」で決定すべきと考えます。

ただ、本文との整合性及び可否についてはブロック本部での回答は出来かねますので本部への疑義照会をお願いします。

回答日 平成22年 7月26日

回答部署名 九州ブロック本部適用・徴収支援部厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（役職名）山口 茂

連絡先 [REDACTED]

[REDACTED]

(本部回答)

貴ブロックの見解のとおり、定時決定の保険者算定が認められるのは、昭和36年1月26日保発第4号等により限定されているため、保険者算定することはできない。

また、審査会の決定は個別事案に対し具体的審査を経た上で決定されたものであるから、現時点においては、この審査の結果のみをもって保険者算定を認めることはできない。

(疑義照会2010-452参照)

回答日 平成22年 8月23日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 田畠 奈津子

連絡先 [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上